

令和8年度
企業等職務経験者を対象とした
青森市職員採用試験
Q & A

青森市総務部人事課

Q1	受験するために必要な学歴や免許は？	2
Q2	受験資格の「民間企業等における職務経験」とは？	3
Q3	「電気職」を受験するために必要な職務経験とは？	4
Q4	「土木職」を受験するために必要な職務経験とは？	5
Q5	「建築職」を受験するために必要な職務経験とは？	6
Q6	「農林職」を受験するために必要な職務経験とは？	7
Q7	職務経験年数の計算・通算の方法は？	8
Q8	契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？	9
Q9	系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？	9
Q10	職務経験から除かれる期間とは？	9
Q11	在職期間（日にち等）が不明な場合は？	9
Q12	青森市内試験会場以外での受験は可能？	10
Q13	仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？	10
Q14	試験の結果は教えてもらえるのか？	10
Q15	合格後、採用までの基本的な流れは？	11
Q16	過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の提出が できない場合は？	11
Q17	採用後は、どのような職場に配属されるのか？	12
Q18	初任給は、どのくらいになるのか	12

Q1 受験するために必要な学歴や免許は？

(A) 年齢、職務経験等の受験資格を満たしていれば受験可能です。学歴や免許・資格についての条件は特にありません。

なお、受験資格は、次のいずれにも該当する方となっております。

年齢：昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれたかた

職務経験：民間企業等における下記の職務経験を平成31年4月1日から令和8年5月31日までの間に 5年以上(※1)有するかた

職 種		算入できる職務経験
事務職	事 務	職務経験の内容不問
	電 気	①施設等の電気設備工事の設計又は施工監理 ②施設等の電気設備の制御又は維持管理
	土 木	①土木工事の設計又は施工監理 ②都市計画事業等に関する土木に係る計画業務
	建 築	①建築工事の設計又は施工監理 ②都市計画事業等に関する建築に係る計画業務 ③建築物の確認又は検査
	農 林	①農産物の生産指導に関する業務 ②農産物に関する試験研究

技術職の職務経験詳細は、Q3 から Q6 までを参照してください。

※1 職務経験年数の計算・通算方法については Q7 を参照してください。

Q2 受験資格の「民間企業等における職務経験」とは？

- (A) 「民間企業等における職務経験」には、会社員（財団法人、社団法人、NPO 法人等含む）、公務員、団体職員、アルバイト、パートタイマー及び青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア（※1）としての経験を含みます。

ただし、勤務・活動経験の確認のため、在職証明書等の提出（※2）が可能な職務経験に限ります。

※1 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアとは、独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う海外ボランティア派遣制度であり、これ以外のボランティア経験は「職務経験」への通算は不可とします。

※2 最終合格発表後に在職証明書等の提出により勤務・活動経験の証明ができない場合は、採用されません。

また、技術職の職種を受験される場合に必要な職務経験は、次の Q3 から Q6 に記載している内容のものに限ります。

Q3 「電気職」を受験するために必要な職務経験とは？

- (A) 電気職の受験資格としての職務経験については、①「施設等の電気設備工事の設計又は施工監理」、②「施設等の電気設備の制御又は維持管理」のみに限ります。

具体的に①「施設等の電気設備工事の設計又は施工監理」の職務経験とは、

- (1) 建築物（一戸建住宅等の小規模なものを除く）
- (2) ごみ処理、上下水道、エネルギー等のプラント系施設
- (3) 電話、電力、道路等のインフラ系施設
- (4) その他（1）～（3）に準ずると認められる事業を取り扱う企業等

において、電気設備設置工事の設計又は施工監理に関する業務の経験となります。

ただし、電気設備設置工事の工事作業員、製造業における電気・電子製品の研究・開発・設計・加工・組立て・製品検査、電気設備に係る情報システムやソフトの開発、電気設備の営業・販売等を主とする業務は、受験に必要な職務経験に該当しません。

②「施設等の電気設備の制御又は維持管理」とは、上記(1)～(4)の施設等に設置される電気設備の監視・制御、保守・点検・維持管理（設備の部分的な清掃等は維持管理に含まれない）等の業務の経験となります。

この場合、製造業における電気設備の運転操作、自動車、鉄道、船舶等の運転、警備員としてのシステムの監視等を主とする業務は、受験に必要な職務経験に該当しません。

Q4 「土木職」を受験するために必要な職務経験とは？

(A) 土木職の受験資格としての職務経験については、①「土木工事の設計又は施工監理」、②「都市計画事業等に関する土木に係る計画業務」のみに限ります。

具体的に①「土木工事の設計又は施工監理」の職務経験とは、道路や河川の築造・改修工事、上下水道管の設置、その他土木構築物の築造・改修工事についての設計や監理技術者、現場代理人等としての施工監理に関する業務の経験となります。

ただし、監理業務とは関わりのない現場作業や土質調査、測量、CAD業務、造園の植栽工事等を主とする業務は、受験に必要な職務経験に該当しません。

②「都市計画事業等に関する土木に係る計画業務」とは、都市計画法に定められている土地区画整理事業や市街地再開発事業等に関するもののうち、土木に係る計画の策定や実施に関する業務の経験となります。

この場合、計画と関わりのない現場作業や関係機関との連絡・調整等を主とする業務は、受験に必要な職務経験に該当しません。

Q5 「建築職」を受験するために必要な職務経験とは？

- (A) 建築職の受験資格としての職務経験については、①「建築工事の設計又は施工監理」、②「都市計画事業等に関する建築に係る計画業務」、③「建築物の確認又は検査」のみに限ります。

具体的に①「建築工事の設計又は施工監理」の職務経験とは、建築物の設計や監理技術者・現場代理人等としての施工監理（発注者支援を含む）に関する業務の経験となります。

②「都市計画事業等に関する建築に係る計画業務」とは、都市計画法に定められている土地区画整理事業や市街地再開発事業等に関するもののうち、建築に係る計画の策定や実施に関する業務の経験となります。

③「建築物の確認又は検査」とは、建築基準法に基づく建築確認・検査に関する業務の経験となります。

ただし、一つの建築物についての部分的な下請工事等を主とする業務は、受験に必要な職務経験に該当しません。

Q6 「農林職」を受験するために必要な職務経験とは？

- (A) 農林職の受験資格としての職務経験については、①「農産物の生産指導に関する業務」、②「農産物に関する試験研究」のみに限ります。

具体的に①「農産物の生産指導に関する業務」の職務経験とは、農業者等に対する生産・加工等の指導・支援業務の経験となります。

②「農産物に関する試験研究」とは、農産物に関する試験研究業務の経験となります。

①及び②のいずれも、関係機関との連絡・調整等を主とする業務や補助的業務等は、受験に必要な職務経験に該当しません。

Q7 職務経歴年数の計算・通算の方法は？

(A) 受験資格算入期間は、平成31年4月1日から令和8年5月31日までとなります。この期間外の職務経歴は、受験資格に定める職務経歴に算入できません。

また、算入期間内であっても、同一民間企業等で継続して勤務する経歴が1年未満の場合も、受験資格に定める職務経歴に算入できません。

職務経歴年数の計算・通算の方法は、次のとおりです。

【計算・通算方法】

- ・年数は、民間企業等で勤務を開始した日（起算日）から、翌年の起算日と同じ月日の前日までを1年として計算します。

例）R1.6.9～R2.6.8 ⇒ 1年 R1.6.9～R3.6.8 ⇒ 2年

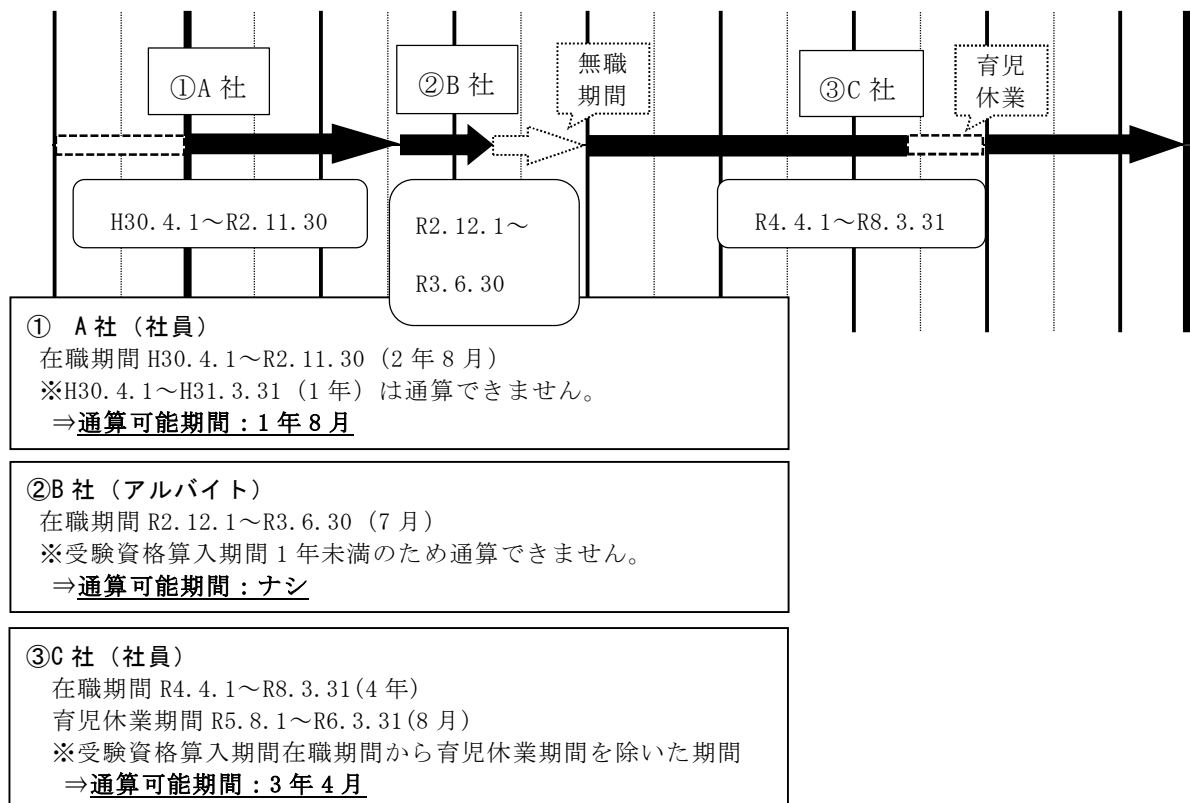
- ・月数は、起算日から翌月の起算日と同じ日付の前日までを1月として計算します。

例）H31.4.20～R1.5.19 ⇒ 1月 R2.4.1～R2.6.30 ⇒ 3月

- ・連続した1月以上の休業期間（病気休業、育児休業等（産前・産後休暇を除く））は、職務経歴期間に含むことはできません。

【例示 Aさんの場合】

H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8



※上記により、Aさんの職務経歴を通算すると、

①：1年8月 ＋ ③：3年4月 ＝ 通算職務経歴期間 5年0月

となり、民間企業等における職務経歴を 5年以上有することとなります。

Q8 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？

- (A) 契約先や派遣先として、一つの事業所等に継続して週 30 時間以上で 1 年以上勤務していれば、職務経験期間として通算は可能となりますが、契約・派遣社員としての実働期間は 1 年以上であっても、契約先や派遣先の事業所が 2 つ以上であった場合、1 事業所毎の勤務期間が 1 年未満の期間は、職務経験期間として通算することはできません。

Q9 系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？

- (A) 前の会社に籍を残したままでの派遣・出向等であり、そのことを在職証明書等で証明できる場合は、出向前後の勤務期間を通算できます。
前の会社等を退職した扱いでの出向、転籍等の場合は、通算できません。

Q10 職務経験から除かれる期間とは？

- (A) 休業等（病気休業、育児休業等）で実際に職務に従事しない期間が 1 ヶ月以上ある場合は、会社等の就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験期間から除きます。ただし、産前・産後休暇（労働基準法第 65 条に基づくものをいいます。）の期間については、職務経験期間に含まれます。
この場合、当該休業期間を除き、休業前と復帰後の在職期間を合算し、1 年以上となるときは、職務経験期間として通算できます。

Q11 在職期間（日にち等）が不明な場合は？

- (A) 前の勤務先に問い合わせをする又は、公的年金、雇用保険の加入期間を確認するなどして、必ず正しい在職期間を記入してください。

Q12 青森市内試験会場以外での受験は可能？

(A) 第一次試験は、テストセンター方式により実施します。全国（47 都道府県）に約 300 か所あるテストセンターから受験者が選択した会場で受験することが可能です。詳しくは青森市ホームページにてご確認ください。

Q13 仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？

(A) 第一次試験はテストセンター方式により、指定期間内で日時・会場を受験者本人が選択した日程で受験していただくことが可能です。また、第二次試験は土・日を予定しておりますが、平日に実施する可能性もありますので、第一次試験合格者へお知らせする第二次試験の日程等を確認の上、対応をお願いいたします。

Q14 試験の結果は教えてもらえるのか？

(A) この採用試験の結果については、本人のみ口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを客観的に証明できる書類（運転免許証等）と受験番号の提示が必要となります。

必要書類を持参の上、午前 8 時 30 分から午後 6 時までの間に、青森市総務部人事課へ直接おいでください。開示は口頭により行います。（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

開示期間は、試験の合格発表日から 1 ヶ月間です。なお、電話での問い合わせにはお答えしません。

Q15 合格後、採用までの基本的な流れは？

- (A) 最終合格者には、最終合格発表後に、職務経験期間の確認のため勤務していた民間企業等が発行する在職証明書等を提出していただきます。職務経験期間が確認できない場合は、採用されませんのでご注意ください。

なお、最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されますが、採用は令和 9 年 4 月 1 日以降になります。採用が決定し次第、採用決定通知書が送付されます。

Q16 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の提出ができない場合は？

- (A) 過去に勤務していた会社が倒産してしまった等のやむ得ない事情で、在職証明書の提出ができない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険資格取得証明、退職時の離職証明書等の職歴が証明できる書類を提出していただきます。

これらの書類提出もできない場合は、職務経験期間として通算できません。

Q17 採用後は、どのような職場に配属されるのか？

(A) 採用後の配属先は、下記のとおり配属を予定しております。

ただし、現時点における予定に基づくもので、将来的には異動になる場合があります。

職種	配属先	職務概要
事務	全ての所属	幅広い分野において様々な一般行政事務に従事します。
電気	環境部、都市整備部、 企業局水道部等	主に、公共施設の電気設備工事の設計、施工監理及び電気設備の維持管理等に関する業務に従事します。
土木	農林水産部、 都市整備部、 企業局水道部等	主に、道路、河川、公園等の計画・設計・監理や維持管理等に関する業務に従事します。
建築	都市整備部、 教育委員会事務局等	主に、建築物許認可関係、違反建築物に関する是正指導、公共施設の設計、施工監理等に関する業務に従事します。
農林	農林水産部等	主に、農産物の生産指導に関する業務、農産物の試験栽培に関する業務に従事します。

Q18 初任給は、どのくらいになるのか。

(A) 初任給は、学歴・職歴等に応じて算定します。現在の給与を保障するわけではありません。

(例) 大学卒業後に、企業等において 8 年の職務経験がある場合（採用時点 30 歳）
25 万円程度

上記の給与のほか、期末・勤勉手当（6 月及び 12 月支給）、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

なお、条例改正等により、変更される場合があります。